

令和 2 年 3 月 25 日
農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課消費統計室

民間競争入札実施事業
「牛乳乳製品統計調査業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況（平成 29 年調査から令和元年調査まで）は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、牛乳処理場及び乳製品工場を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。 請負範囲は、牛乳乳製品統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第 1 報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査対象への謝礼支給に係る業務。
実施期間	平成 28 年 11 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの 5 年 3 ヶ月間
受託事業者	株式会社 インテージリサーチ
契約金額（税抜）	39,000,000 円 （1 調査年当たり：7,800,000 円）
入札の状況	3 者応札（説明会参加＝4 者／予定価格内 3 者）
事業の目的	牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的としている。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 9 回統計調査分科会（平成 19 年 11 月 26 日開催）において、民間事業者を活用できる業務については可能な限り活用していくこととし、民間事業者が受託可能と判断した統計調査業務を選定したものである。 基本方針に掲載された年度：平成 19 年度 市場化テスト事業としての事業実施回数：4 回 新プロセスに移行した年度：平成 25 年度
特記事項 （改善指示・法令違反 行為等の有無）	特になし

II 評価

1. 事業の質に関する評価

（1）確保されるべき質の達成状況及び評価

平成 29 年調査から令和元年調査までにおける業務は、「事前準備」、「実査」、「審査」、「集計」等の各工程における作業方針及びスケジュールを示し、あらかじめ農林水産省と調整し

た計画に沿って実施要項に定める納入期日（基礎調査：毎年2月25日、月別調査：毎月18日）に遅延することなく確実に実施された。

また、農林水産省は各工程において民間事業者からの進捗状況及び結果の報告を受け、調査が円滑に実施できるよう管理するとともに進捗状況に応じて指導を行った。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

① 調査票の回収・督促

ア 実施状況

民間事業者は、各年の調査実施前に、農林水産省が選定した調査対象（平成29年基礎調査（平成28年12月末現在）575件、月別調査356件、平成30年基礎調査（平成29年12月末現在）575件、月別調査348件、令和元年基礎調査（平成30年12月末現在）571件、月別調査347件）に対して、郵送等により調査の協力依頼を行った。なお、調査協力を得られなかった調査対象については農林水産省に報告し、その後は農林水産省と連携して再度、協力依頼を行い調査に対する協力が得られた。

民間事業者は、調査対象へ調査方法を確認の上、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAX若しくは政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）を使用して調査票を回収した。期限までに調査票が提出されない調査対象に対しては、電話等による督促を行ったところ、その結果として、回収率は平成29年、平成30年及び令和元年調査の全てにおいて100%を達成した。（表1-1及び表1-2）

なお、督促件数は平成29年調査が642件（基礎調査98件、月別調査544件）、平成30年調査が484件（基礎調査152件、月別調査332件）、令和元年調査が493件（基礎調査145件、月別調査348件）であった。（表2-1及び表2-2）

表1-1 基礎調査の回収率

単位：枚、%

	平成29年調査 (平成28年12月末現在)	平成30年調査 (平成29年12月末現在)	令和元年調査 (平成30年12月末現在)
調査票配布数	575	575	571
調査票回収数	575	575	571
回収率	100.0	100.0	100.0

表1-2 月別調査の回収率

単位：枚、%

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年調査	調査票配布数	356	355	355	348	348	348	348	348	349	349	349	349	4,202
	調査票回収数	356	355	355	348	348	348	348	348	349	349	349	349	4,202
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成30年調査	調査票配布数	348	348	348	350	350	349	349	347	347	346	347	347	4,176
	調査票回収数	348	348	348	350	350	349	349	347	347	346	347	347	4,176
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和元年調査	調査票配布数	347	350	350	353	353	352	351	351	353	354	354	354	4,222
	調査票回収数	347	350	350	353	353	352	351	351	353	354	354	354	4,222
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 2-1 基礎調査の督促件数

単位：件

	平成 29 年調査 (平成 28 年 12 月末現在)	平成 30 年調査 (平成 29 年 12 月末現在)	令和元年調査 (平成 30 年 12 月末現在)
督促件数	98	152	145

表 2-2 月別調査の督促件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年調査	124	67	45	40	39	54	27	32	33	31	25	27	544
平成30年調査	33	25	22	48	37	23	11	24	25	35	23	26	332
令和元年調査	26	27	22	27	33	24	30	33	37	38	29	22	348

イ 評価

民間事業者は調査対象に対し、調査実施前に協力依頼文書を送付するとともに、電話により送付文書の内容をより丁寧に説明し、調査への協力及び理解が得られるように努めた。

また、期限までに調査票の提出がされない調査対象に対しては、電話等による督促を行い、基礎調査及び月別調査ともに確保されるべき質として定めた回収率 100%を達成したことは評価できる。

② 照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、調査の実施に当たり牛乳乳製品統計調査事務局（以下「事務局」という。）を設置し、調査内容と業界の動向を正確に把握するための資料及び各種マニュアルを作成の上、平成 28 年度は事業開始当初に基礎的研修、平成 29 年度は調査対象への対応に関する研修の実施に加え、農林水産省から審査・取りまとめ等に関する留意事項の追加・変更について指示があった場合は、必要に応じて随時研修を開催している。調査対象からの問合せ、苦情等への対応については、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、これに基づき進めるとともに、専属要員の配置及び育成を行った。

農林水産省は、事務局における業務の実施状況把握において、オペレーターが共通して閲覧できる照会事項のデータベース化による情報共有及び適正な情報管理の下での業務の実施を確認した。

また、調査対象からの問合せ件数は基礎調査が 81 件（平成 29 年調査 49 件、平成 30 年調査 13 件、令和元年調査 19 件）、月別調査が 377 件（平成 29 年調査 163 件、平成 30 年調査 95 件、令和元年調査 119 件）であった。

なお、苦情件数については、基礎調査で苦情はなく、月別調査は僅かであった。（表 3-1 及び表 3-2）

表3-1 基礎調査の問合せ・苦情対応件数

単位：件

	平成29年調査 (平成28年12月末現在)	平成30年調査 (平成29年12月末現在)	令和元年調査 (平成30年12月末現在)
問合せ件数	49	13	19
うち苦情	-	-	-

表3-2 月別調査の問合せ・苦情等対応件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年調査	39	9	12	12	12	10	9	13	13	6	5	23	163
うち苦情	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
平成30年調査	7	10	9	6	12	5	10	5	7	2	16	6	95
うち苦情	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2
令和元年調査	11	14	18	5	9	5	11	4	15	11	7	9	119
うち苦情	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2

○ 問合せの主な内容

オンライン調査システムの操作方法、回答事項の計上・修正方法、担当者の変更等

○ 苦情等の内容

オンライン調査システムの改善要望等

イ 評価

民間事業者は、調査対象からの問合せ、苦情等に対応するため、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成するとともに、専属要員の配置及び育成を行い、照会対応業務を適切に行えるようにしていることは評価できる。

また、照会対応履歴等を一元的に管理できるようデータベースに調査対象情報を整理し、事務局内で情報を共有する体制を構築するなど、照会対応業務を効率的に行ったことは評価できる。

③ 調査票の審査及び疑義照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、オンライン調査システムからダウンロードした調査票データ及び郵送又はFAXにより回収した調査票を農林水産省が作成する審査事項一覧表を基に設計した疑義照会プログラムを用いて審査を実施した。審査内容の確認範囲に該当する調査票データ及び調査票については、再度審査を実施し、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を的確に行った。

また、調査対象からの疑義照会に対する回答内容はデータベース化し、事務局内で情報を共有することで以降の審査に有効に活用した。

なお、疑義照会件数は基礎調査が1,271件（平成29年367件、平成30年461件、令和元年443件）、月別調査が12,027件（平成29年調査3,963件、平成30年調査3,997件、令和元年調査4,067件）であった。（表4-1及び表4-2）

表4-1 基礎調査の疑義照会件数

単位：件

	平成29年調査 (平成28年12月末現在)	平成30年調査 (平成29年12月末現在)	令和元年調査 (平成30年12月末現在)
照会件数	367	461	443

表4-2 月別調査の疑義照会件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年調査	339	323	323	328	333	318	334	334	335	330	333	333	3,963
平成30年調査	337	331	336	333	335	333	338	331	333	328	331	331	3,997
令和元年調査	337	336	342	339	339	337	340	342	342	334	339	340	4,067

○ 疑義照会の主な内容

前年比較における当該データの増減（変動）理由、都道府県間及び工場間における生乳の送受乳量、飲用牛乳等の都道府県別出荷量、乳製品の製造量及び記入誤りの確認等

イ 評価

民間事業者は、農林水産省が作成する審査事項一覧表を基に設計した疑義照会プログラムにより確実に審査を行うとともに、過去の疑義照会の内容をデータベース化し、事務局内に情報を共有することで効率的かつ適切に審査、疑義照会等を実施したことは評価できる。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

① 実施状況

業務の実施状況を踏まえ、民間事業者から「調査票の記入の仕方」に調査対象から疑義照会において質問があった調査事項の品目分類（仕分け範囲）に関する補足説明を追加すること、当該補足説明に係る注意喚起資料を作成し、全調査対象に配布したい旨の提案があった。

農林水産省では、上記の提案内容は、補足説明により調査対象の品目分類に対する理解の促進及び適正な調査結果の確保に繋がる改善であるものと判断し、当該調査資料の作成及び配布を了承した。

これにより、調査対象が調査事項に記入する際の負担軽減及び民間事業者における効率的な審査を行うことができた。

② 評価

業務の質の確保及び向上を図るため、上記により全調査対象に資料を配布し、調査対象の負担軽減及び効率的な審査を行えるよう努めたことは評価できる。

2. 実施経費についての評価

(1) 市場化テスト実施前の国における従前経費（平成 20 年調査の実施経費の 5 か年分）と実施経費との比較結果は、次のとおりである。

項目	金額等
従前経費 (A)	92,635 千円（平成 20 年調査の実施経費の 5 か年分） 18,527 千円（平成 20 年調査実施経費）
実施経費 (B)	42,429 千円（平成 29 年から令和 3 年調査までの 5 調査年分） 8,486 千円（1 調査年分）
削減額 (C) = (A) - (B)	50,206 千円 10,041 千円（1 調査年分）
削減率 (C/A×100)	54.2 %

注 1：従前経費 (A) は、市場化テスト導入前の平成 20 年調査の実施経費である。

注 2：実施経費 (B) は、平成 29 年調査から令和 3 年調査までの契約金額（税込）である。

注 3：実施経費 (B) には、国が実費を負担する謝金は含まれていないため、従前経費 (A) の平成 20 年調査の実施経費は謝金を除いている。

(2) 評価

従前経費 (A)（平成 20 年調査の実施経費の 5 か年分）と実施経費 (B)（平成 29 年調査から令和 3 年調査までの 5 年調査分）を比較した結果、削減額 (C) は 50,206 千円となった。

これは、民間事業者が設計した疑義照会プログラムにより審査を行ったことに加え、調査の協力依頼に併せてオンライン調査への協力に係る資料を同封するとともに電話における説明によりオンライン調査を推進してきた結果、第 3 期（平成 26 年調査から平成 28 年調査まで）は基礎調査 40.9%、月別調査 51.2%であったオンライン回答率が第 4 期（平成 29 年調査から令和元年調査まで）では、それぞれ 51.3%、63.8%に上昇し、オンライン回答率の上昇に伴い調査対象に配布する調査票等の調査資材の印刷部数の削減、データ入力・審査等に係る人件費など効率化が図られた。

また、市場化テストを導入してきたことで調査に必要な人員が合理化され、市場化テスト実施前の従前調査において費用を要していた人件費が削減された。

これらのことから、人件費及び物件費が抑制され約 5 割の削減に繋がったものである。

3. その他（特記事項に係る経緯等）

特になし

4. 評価委員会等からの評価

令和 2 年 2 月 27 日、3 名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価を得た。

- ① 回収率は、基礎調査、月別調査ともに 100%を達成しており、実施状況に問題はない。
- ② 疑義照会は、増減理由の確認により照会件数が毎月多くなるものの、適切に対応されている。
- ③ 改善実施事項は、民間事業者が自ら改善意見を提案し、適正な調査結果の確保に努めたことは評価できる。

- ④ オンライン回答率の上昇は、データチェックの効率化、調査資材の印刷等の経費削減に繋がっている。
- ⑤ 月別調査は、調査対象の報告から農林水産省への納品までタイトなスケジュールの中、納入期限に遅延することなく実施されていることは評価できる。

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

事業実施期間中、業務改善命令等の措置はなく、法令違反もなかったこと、また、確保されるべき質の達成状況及び実施経費について、技術検討会において3名の外部有識者から全体的に良好な評価を得ることができたこと、競争性も3者の応札があり確保されていることから、事業は適正に実施されていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期が第4期目の事業実施であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中、業務改善命令等の措置はなく、また、法令違反もなかった。
- ② 技術検討会において3名の外部有識者から競争性の確保、質の維持・向上、コストの削減等について妥当と評価を受けている。
- ③ 入札は3者応札であり、競争性が確保されている。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、すべての目標を達成している。
- ⑤ 経費削減においても、従来経費からの削減率54.2%の効果を上げている。

以上のことから、本事業については、良好な実施結果が得られており「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)のⅡの1(1)の基準を満たしているため、今期をもって市場化テストを終了することとしたい。